

# お知らせ

平成27年12月16日  
東北電力(株)

## 固定価格買取制度に基づく風力発電設備の指定電気事業者への指定について

本日、当社は、風力発電の当社系統への連系に関して、経済産業大臣から、固定価格買取制度に基づく指定電気事業者<sup>※1</sup>に指定されました。

10月末時点の当社系統への風力発電の接続申込み量(接続済みを含む)は、180万kW程度となっており、当社の接続可能量(30日等出力制御枠)<sup>※2</sup>である251万kWには達しておりませんが、来年度までに接続可能量(30日等出力制御枠)を超過する可能性があることから、本日、指定を受けたものです。

今後、接続申込み量が251万kWを超えた場合、接続を希望される事業者さまは、指定電気事業者制度のもと、年間720時間を超えた無補償での出力制御に同意いただくことを前提に、系統連系の申込みをいただくこととなります。

なお、接続申込み量が251万kWに達するまでは、年間720時間の出力制御の上限に変更はありません。

また、出力20kW未満の風力発電は、これまで、今年1月26日施行の改正FIT省令に基づき、特例として出力制御の対象外となっておりましたが、本日、指定電気事業者に指定されたことから、当社系統へ接続する場合には、この特例が適用外となります。本日以降、系統連系の申込みをいただく場合は、20kW以上の風力発電と同様の取扱いとなります。

当社といたしましては、引き続き、風力発電の出力制御日数や時間の低減に向け、出力予測技術の精度向上の検討等を進めてまいります。

以上

### ※1 指定電気事業者：

接続申込量が接続可能量(30日等出力制御枠)を超過した場合には、年間30日(720時間)の出力制御の上限を超えた無補償の出力制御を前提として、再生可能エネルギーの系統への連系できるよう経済産業大臣から指定された一般電気事業者

### ※2 30日等出力制御枠：

再生可能エネルギーの固定価格買取制度で認められている年間30日(720時間)の出力制御の上限内で系統への接続が可能な量のこと

(別紙) 風力発電設備の系統連系申込日に応じた出力制御の適用の考え方